

令和 6 年

第 3 回市議会定例会 議案第 5 号

函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則
を定める条例の制定について

函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関
する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を次のように定
める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則
を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）第 9 条第 1 項の規
定に基づき、函館市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則
を定める条例（平成 2 4 年函館市条例第 4 7 号）により定められた準
則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、工場立地法（昭和 3 4 年法律
第 2 4 号）の例による。

(適用区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域の範囲ならびに当該区域における緑地
および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表
のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
-------	------------------	--------------------

函館市港町２丁目３６番のうち、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３条の３の規定に基づく函館港港湾計画において定められた港町地区の港湾関連用地の区域	１００分の１以上	１００分の１以上
--	----------	----------

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第２条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成３１年函館市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

函館市工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例により定められた工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めるため